

2.4.6
11:29

宮医発第 29 号
令和 2 年 4 月 3 日

会 員 各 位

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長 佐 藤 和 宏
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関連した感染症の発生に伴う
手指消毒用エタノールの優先供給について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件について、厚生労働省より都道府県に対し通知がなされ、都道府県の備蓄を放出しても需要を賄うことができない医療機関、高齢者施設等における手指消毒用エタノールの需要に対応するため、厚生労働省において製造販売業者等の協力のもと、優先供給のスキームを構築し、優先供給の要請を宮城県で受け付けることとなりました。

本会と宮城県にて協議の結果、1ヵ月分の使用量を、1病院（感染症指定医療機関等除く）29.7ℓ、（約10万円）、診療所3.7ℓ（約1万円）とし厚生労働省へ要望することといたしました。

なお、本件につきましては、各医療機関医においてご購入（有償）いただくこととなります。

現在、医療機関においては新型コロナウイルス感染症対策に必要な各種防護具について、マスクを中心に国内需給が逼迫している状況にありますので、すべての医療機関においてご購入いただくことを前提に調整をさせていただきましたので、貴会におかれましても本件についてご理解賜われますとともに、貴会会員へのご周知方につきましてご高配賜われますようよろしくお願い申し上げます。

また、具体的な商品名、購入手続き、納品方法等については、現時点で確定しておりませんので判明し次第、ご連絡申し上げます。

なお、供給可能量には限りがあるため、要望数量すべてを確保するものではないことを申し添えます。

